

第3. 監査結果の詳細

1 中央卸売市場事業特別会計 流通・加工推進課

(1) 特別会計の概要

中央卸売市場は、卸売市場法に基づき、農林水産大臣の認定を受けて開設し、生鮮食料品等の公正かつ迅速な取引の確保及び生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を図ることを目的としており、本特別会計は、同市場の建設及び管理運営を行うために設置されてものである。

(2) 事業の根拠法・関係例規等

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

【目的】市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、県民への継続的な安定供給及び適正価格の形成等を確保することにより、県民生活の安定に資する。

(4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

【事業内容】

- ・市場の開場（売買取引の監督、卸売予定数量の公表、受託物品の異状確認検査等）
- ・せり業務に関する許可、承認、検査
- ・民間委託による施設の管理（保守管理、警備、清掃及び修繕等）
- ・市場の広報

(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

（単位：千円）

歳入	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
使用料及び手数料	229,483	230,972	227,419	227,037	229,801
国庫支出金	0	7,799	0	0	34,530
繰入金	107,804	56,940	75,520	64,816	58,418
繰越金	10,158	8,743	767	600	985
諸収入	71,020	69,790	59,454	66,724	76,349
財産収入	0	0	0	0	0
県債	0	15,700	0	0	69,000
歳入合計	418,466	389,945	363,162	359,178	469,084

歳出	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
中央卸売市場事業費	351,701	340,569	323,480	319,912	449,587
（中央卸売市場管理費）	350,701	317,070	323,480	319,912	345,997
（中央卸売市場建設費）	0	23,499	0	0	103,590
公債費	58,020	48,608	39,081	38,280	13,721
歳出合計	409,722	389,177	362,561	358,192	463,309

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
一般会計からの繰入金	107,804	56,940	75,520	64,816	58,418
一般会計への繰出金	0	0	0	0	0

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 独立採算制の確保

「経営戦略」及び「収支計画」の資料を確認したところ、一般会計からの繰入金は、特段、期限の定めなく今後も永続的に繰入予定で、総務省「地方公営企業繰出金について(通知)」に基づき、基準内の額を想定して予定されている。国から基準内の繰入金について、毎年、計画通り、確保できるかは未確定である。

特に最近では、ファーマーズマーケット等として、主にその地域の生産者農家が複数軒集まって、自分の農場で収穫等された農産物を持ち寄り、消費者に直接販売するスタイルの市場が見受けられるようになってきた。ファーマーズマーケットは仲介業者が介在しないため、一般の市場よりも販売価格が低く抑えられることや、生産者自らが対面販売を行うゆえ、商品たる農産物に対する安心感を得ることができること、また、農場からの完全直送のため生産物が鮮度に優れるなど、さまざまなメリットがある。生産者にとっても、生産物を消費者に直接販売するため、販売価格を自由に設定できることや、商品に対する消費者のダイレクトな反応を知ることができ、消費者とのふれあいを通じ農業に関する理解を広めることができるなどのメリットがある。

今後も、国からの補助金や一般会計からの繰入金として県税が投入され続けるようであれば、中央卸売市場事業としての見直し、縮小を考える必要がある。特に、独立採算制を確保できなければ、財政健全化の確保も達成できない。(当特別会計に関する各論部分1-1にも詳細に記載しているため、併せて確認されたい。)

(意見1) 事業として目標・成果指標の設定 (KPI) がされていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本事業が、生鮮食料品等の公正かつ迅速な取引の確保及び生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を図ることを目的としており、本特別会計は、同市場の建設及び管理運営を行うために設置されていることを鑑み、施設利用者へのサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくためには、本事業の独立採算制の確保は必須だといえる。このため、「年間の損益」を項目として成果指標とすることも適切であると考えられる。

(意見2) 未収金の回収について

10年～20年以上前の滞留債権や最長で40年前の滞留債権が確認された。

過去の滞留債権について、回収できないものは記録上時効期間を経過している債権であり、事実上回収が困難な状況にあるものについては、必ずしも、援用の事務手続きによる不納欠損金の必要はない。場合によっては権利放棄（債権放棄）による不納欠損処理を行うべきである。

特に実費徴収金について、すでに退去済みの業者にかかる未収金の中には、未収金が相当過去に発生し、債務者が遠方又は所在不明など、もはや財産調査を行うことについて費用対効果に疑問が生じているものがある。それらの案件については、債権放棄による不納欠損処理を検討すべきである。

(意見3) 違約金の調定について

違約金が発生した場合の違約金の調定について確認できなかった。債権管理標準マニュアルに基づき適切に処理する必要がある。

2 中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計 企業立地推進課

(1) 特別会計の概要

中城湾港新港地区は、生産機能・流通機能を併せ持つ流通加工港湾としての機能強化を目指して整備を進めることとしており、本特別会計は、工業用地及び都市再開発用地の取得造成並びに売却を行うために設置されたものである。

(2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県特別会計設置条例

沖縄振興特別措置法（第41条～第54条）

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

【目的】中城湾港は、沖縄県中南部の東海岸に位置し、およそ24,000haの広大な海域を有し、古くから天然の良港として利用されてきた。新港地区は、勝連半島と泡瀬岬に囲まれた湾北奥部にあり、本県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として、さらに産業の振興、雇用機会の創出、産業構造の改善並びに県土の均衡ある発展に資するため、工業用地の確保を図るなど流通機能と生産機能を併せ持った「流通加工港湾」の整備を図ることを目的として開発事業を推進している。

(4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

【事業内容】

- ・中城湾港新港地区開発事業(393ha)のうち、工業用地(174.9ha)と都市機能用地(35.8ha)、公共施設用地(53.3ha)等の整備(工業用地、都市機能用地について平成19年度末に埋立・整備を完了)
- ・第2次、第3次埋立地内の約122haについては、平成11年に特別自由貿易地域に、平成24年からは国際物流拠点産業集積地域に指定されている
- ・未売却用地の、剪定・草刈等、主に分譲地の管理等、環境整備に関する業務
- ・民間への委託業務：警備業務、分譲用地除草等管理業務、分筆測量業務

(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

(単位：千円)

歳入	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
財産売払収入	1,132,961	774,968	140,308	2,441,074	0
財産運用収入	33,224	47,820	71,092	64,554	61,522
繰越金	2,839,215	470,011	887,117	741,315	2,511,722
雑入	304	41	24,959	0	0
県債	0	87,624	493,900	362,180	0

一般会計繰入金	0	0	0	0	0
歳入合計	4,005,704	1,380,464	1,617,376	3,609,123	2,916,331

歳出	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
事務費	47,876	127,392	25,202	27,784	35,879
職員費	14,307	14,732	14,829	15,695	14,495
公債費					
(元金)	3,424,924	341,785	747,433	622,671	265,665
(利子)	6,769	1,657	1,337	947	1,396
一般会計繰出金	41,817	77,801	87,260	87,217	87,174
歳出合計	3,535,693	493,346	876,061	754,314	404,609

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
一般会計からの繰入金	0	0	0	0	0
一般会計への繰出金	41,817	77,801	87,260	87,217	87,174

(7) 監査の結果及び意見

(意見 1) 今後の事業の方向性と採算性確保について

土地の造成については平成 19 年度で完了しており、未売却物件も今後売却を予定しており、事業自体の独立採算性は確保できる見込みとのことであった。また、令和 4 年度末において繰越金が 2,511,722 千円であったが、この多額の繰越金については、そのまま寝かすことなく、令和 5 年度において、全額、繰上償還されたとの事で、利息負担を抑える観点から効果的な資金運用が図られていると思慮される。

ただし用地売却後の警備業務の費用の負担方法等については、今後も継続して発生するため、どのように採算性の確保を図るのか検討する必要がある。当特別会計に関する各論部分でも同様の意見を記載しているため、併せて確認されたい。

3 国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計 企業立地推進課

(1) 特別会計の概要

沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区は、関税法上の保税地域制度と立地企業に対する税制・金融上の特例措置を組み合わせ、企業の立地を促進するとともに、移輸出の促進を図るため設置された地区で、本特別会計は、同地区の管理運営を行うため設置されたものである。

(2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄振興特別措置法（第41条～第54条）

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年12月25日 条例第42号）

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

【目的】本県における企業立地の促進と、貿易の振興に資するために設置された国際物流拠点産業集積地域（旧自由貿易地域）の施設整備及び機能拡充を計画的に実施することによって、当該地域の活性化とレベルアップを図り、以て、加工製造、運輸流通、物販観光等の諸産業と連結した国際物流拠点形成を目指すこと。

(4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

【事業内容】

昭和63年7月の供用開始以来、活性化を図るための制度拡充や円滑な管理運営のための諸作業及び施設整備を実施している。敷地面積は約40,267㎡で、主に、倉庫・加工施設等、展示場等として利用されており、令和5年4月現在の立地企業数は10社である。

平成19年度より、指定管理者制度導入（平成28年には施設使用料徴収事務を追加）

(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

（単位：千円）

歳入	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
使用料収入	363,833	346,720	340,095	338,255	331,579
繰越金	201,905	279,383	330,697	321,355	377,902
諸収入	111,022	103,192	90,437	112,501	123,893
県債	0	0	0	51,450	82,051
一般会計繰入金	0	0	0	0	0
歳入合計	676,760	729,296	761,231	823,562	915,426

歳出	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
管理運営費	385,873	387,099	428,379	384,808	395,966
公債費					
(元金)	11442	11442	11442	62892	93494
(利子)	60	56	52	48	135
歳出合計	397,376	398,598	439,875	447,750	489,596

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
一般会計からの繰入金	0	0	0	0	0
一般会計への繰出金	82,376	81,555	149,153	79,092	78,271

(7) 監査の結果及び意見

(指摘 1) 指定管理者の事業報告書について

令和 4 年度の指定管理者からの「事業収支状況（指定管理者使用実績）（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）」において、以下の業務につき、指定管理者の会社内部間の取引が確認された。当該業務に係る事業収支状況は、実績値ではなく会社内部間の取引金額（契約書上の金額）であった。

(当該業務の内訳)

NO.	科目	金額 (円)
1	設備管理費	13,926,000
2	建築設備点検費	11,351,340
3	保安管理費	19,800,000
4	清掃管理費	14,599,200
5	植栽維持管理費	4,884,000
	合計 (税込)	64,560,540
	合計 (税抜)	58,691,400

たとえ、会社内部間の取引であったとしても、当該取引金額ではなく、実績値を算出し事業収支にて報告すべきである。また、明確な紐づけが困難な費用については、合理的な按分基準等に基づいて、実績を算出する必要がある。

基本協定書においては、指定管理業務と他の業務の会計は区分することが求められているため、実績値ではないことから指定管理業務の会計について区分けされていない恐れがある。今後は、指定管理業務の実績把握のため、会社内部間の取引についても、実績値での報告を求める必要がある。

基本協定書一部抜粋

(会計区分)

第 10 条 本業務に係る会計は、独立した会計として、他の業務の会計と区別することとする。

(意見 1) 指定管理会社内部間の取引の取り扱いについて

沖縄県における指定管理会社内部間の取引（契約）の取り扱いの規程やルール等について確認を求めたところ、現時点で明確な回答が得られなかった。特に、会社内部間の取引については、恣意性が介入し、実績が過大になる恐れがあるため、明確な規程やルール等の整備を行う必要がある。

当該運用方針によれば、「管理運営経費は、原則として、過去数年の実績の平均額を見積もるものとする。」とされており、仮に、会社内部間の取引に利益が含まれている場合には、指定管理業務による利得と会社内部間の取引による利得、二重に利得を獲得する恐れがあるため、規程類等の整備について、早急に対応する必要がある。

沖縄県「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」（一部抜粋）

第 2 指定管理者制度に関する基本方針

5 指定管理料

(1) 管理運営経費に対する県の負担（指定管理料の支出）

① 利用料金制を採用する場合

ア 利用料金収入のみで管理運営経費を賄うことが可能と見込まれる施設については、原則として指定管理料を支出しないものとする。また、管理運営経費を超える利用料金収入については、収支差の見込額の範囲内で、一定の額又は一定の割合若しくはその両方を県に納付させることができるものとする。

イ 利用料金収入のみでは管理運営経費を賄うことが困難と見込まれる施設については、利用料金収入と管理運営経費の収支差の見込額の範囲内で、指定管理料を支出するものとする。

② 使用料制を採用する場合

標準的な管理運営経費の範囲内で指定管理料を支出するものとする。

(2) 指定管理料の算定方法

① 利用料金制を採用する場合又は料金を徴しない場合

ア 利用料金収入は、過去数年（5年程度）の実績の平均額に施設稼働率の上昇を勘案して見積もるものとする。ただし、特殊要因等により、過去数年の実績の平均額から今後の収入を見込むことが困難な場合は、実態に応じた方法で見積もることができる。

イ 人件費及び大規模修繕費等の特殊要因を除く管理運営経費は、原則として、過去数年の実績の平均額を見積もるものとする。

ウ 人件費は、所要人員に賃金構造基本統計調査等から算出した単価を乗じて見積もるとともに、法定福利費の所要額を見積もるものとする。

エ イの管理運営経費に適切な間接経費比率（管理者の利益等）を乗ずるものとする。

オ 指定管理料の上限額は、イ、ウ及びエの合算額からアを差し引いた額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

② 使用料金制を採用する場合又は料金を徴しない場合

使用料金制を採用する施設又は料金を徴しない施設は、①のイ、ウ及びエの合算額に消費税及び地方消費税を加えた額を指定管理料の上限額とする。

（下線は監査人による。）

（意見2）未収金の回収管理について

過去の滞留債権について、回収できていないものは記録上時効期間を経過している債権であり、滞納者が休眠状態や解散の状況で、事実上回収が困難な状況にあるものについては、不納欠損金の事務手続きが追いついていない印象を受ける。

担当課では令和4年度に所在調査を行い、それを踏まえ令和5年度弁護士相談等を行うなど早期解決に向けて取り組んでいるところであり、全体未収金額の5分の1に当たる約一千万円について今年度不納欠損処理を予定しているとのことであった。

未収金の回収管理に係る事務負担は、未収金残高が残り続けている限り、永続的に回収管理業務は続けられ、担当者が変わっても、また次の担当者へ業務が引き継がれていくため、どこかで時効援用または債権放棄等により不納欠損処理を行わなければ、事務負担は年々増していくことが予想される。引き続き債権消滅に向けた必要な調査、庁内関係課や弁護士等との情報共有を図り、滞留債権の不納欠損処理を進める必要がある。

4 駐車場事業特別会計 道路管理課

(1) 特別会計の概要

行政・商業の中心である県庁周辺地区の駐車場不足や交通混雑の緩和を図るとともに、地域の活性化に資することを目的とし、県民広場地下駐車場が設置された。平成10年3月に完成し、同年4月28日に供用開始されている。本特別会計は、駐車場の建設及び管理運営を行うために設置されたものである。

(2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県自動車駐車場管理条例

沖縄県自動車駐車場管理条例施行規則

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

【目的】県庁周辺地区は、官公庁施設（県庁、那覇市役所）、金融機関等が集中し、県の中核的な役割を担っているが、慢性的な交通渋滞が顕在する上、駐車場の不足による路上駐車や駐車場探しのための交通で、付近の交通渋滞に拍車がかかっている状況であった。また、周辺は民間商用ビルの立地が進んでおり、まとまった駐車用スペースが十分確保できない状況にあったため、県民広場地下駐車場を設置。駐車場は道路法に基づく道路附属物として位置付けられており、県道の管理者である沖縄県が管理する必要がある。

(4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

【事業内容】

事業費およそ48億円を投じ設置され、平成10年3月に完成し、同年4月28日に供用開始されている。（国庫補助金16億円、県負担金16億円、公営企業債16億円）駐車場の管理は、当初、民間に委託していたが、平成19年度から民間の能力を活用することによって、利用者へのサービスの向上と経費の削減を図ることを目的として、指定管理者制度を導入、平成22年度からは、指定管理者制度の導入効果を高めるため、利用料金制を採用している。これにより、指定管理者は利用料金を収入として維持管理経費を賄うとともに、県に対しては固定納付金及び剰余納付金を納付している。

起債の償還は、納付金収入から行っており、令和4年度末現在で約24,630千円の未償還金(元金ベース)となっており、令和12年度までの完済を予定している。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

(単位：千円)

歳入	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
繰越金	10,792	77,330	147,622	165,827	207,421

雑入	78,996	83,427	49,780	47,695	51,799
歳入合計	89,788	160,757	197,402	213,522	259,220

歳出	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
駐車場管理費	4,959	5,560	6,755	2,849	128,869
駐車場建設費	2,106	0	21,566	0	75,973
公債費					
(元金)	5,147	7,420	3,170	3,176	3,182
(利子)	245	154	82	74	66
歳出合計	12,457	13,135	31,575	6,100	208,091

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
一般会計からの繰入金	0	0	0	0	0
一般会計への繰出金	0	0	0	0	122,246

(7) 監査の結果及び意見

(意見 1) PFOS を含む泡消火薬剤等について

県庁地下駐車場において、PFOS を含む泡消火薬剤等があることが確認された。取り扱いにあたっては「化学物質審査規制法」に基づく、屋内保管、容器の点検、保管数量の把握、譲渡・提供の際の表示等の遵守義務があること、また廃棄にあたっては、「廃棄物処理法等」に基づき適正に処理することが求められていること、そして環境省が代替製品への切り替えを求めていることから、今後、早期の処分等が望まれる。

また、先日報道にあった「県庁地下 2 階駐車場の消火設備が誤作動し、有機フッ素化合物 (PFOS) を含む泡消火剤が放出した」事例もあり、保管・管理等は徹底する必要がある。

(意見 2) 歳入の繰越金について

令和 3 年度末における繰越金は 207,422 千円 (明許繰越 43,423 千円を含む) であり、令和 4 年度に一般会計に 122,246 千円の繰出を行っている。

特別会計の繰越金については、「概算要求基準」中に「過去の決算状況や事業規模に応じ、適正な歳出を見積もった上で、活用が見込まれない繰越金を一般会計に繰出すこと」とあるが、その判断の基準等 (例えば、一定金額に達した場合には、一般会計へ繰

出を行う等)は確認できなかった。

例えば、多額の繰越金が生じている場合で、かつ投資計画が無い場合には、特別会計から一般会計への繰出等を行い、一般会計で他事業に振り向け、資金を活用された方が資金の有効活用が図られると思われる。

併せて、特別会計から一般会計への繰出を行った場合には、その後、特別会計への繰入金処理もスムーズにできるようにする等、特別会計の繰越金(余剰金)の効率的かつ効果的な資金を運用するために、取り扱いの規程・ルール等を明確にすることが必要であると思われる。

(意見3) 資本的支出の判断判定について

歳出の対象取引において、LEDの電気取替工事を「工事請負費」として処理され、資本的支出と判定されずに、収益的支出(修繕費)として取り扱われていた。単なる蛍光灯をLEDランプに切り替えるのみで照明設備の工事が行われていなければ、上記の処理で問題ないと思われるが、対象の工事取引では、「電灯設備」の取替工事が行われており、単純な蛍光灯の交換ではなく、照明設備の取替工事を行っており、LED照明への取替により節電効果や照明設備の充実による作業の効率化などが期待できるものになることから、収益的支出(修繕費)ではなく資本的支出に該当すると考えられる。資本的支出の判断・判定については複雑で判断することが困難な状況もあると思われるが、総務省が例示されたルール等に従ってより慎重に判定していただきたい。

(意見4) 固定資産の登録について

固定資産台帳の整備については、総務省より「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付け総務大臣通知総財務第14号)において、各地方公共団体に統一的な基準による財務書類の作成を要請している。

実際に固定資産台帳を確認したところ、過去から台帳に登録されている固定資産は、4件であった。平成10年から事業が開始されて、約25年経過しているが4件は少ない印象を受ける。

今後は適正な財務諸表作成のため、適切な固定資産台帳の整備・管理が望まれる。

(意見5) 事業としての採算制確保

これまでの「一般会計からの繰入金」は908百万円で、「一般会計への繰出金」は、122百万円あり、純額で786百万円一般会計から特別会計へ資金が繰入られている。平成29年度以降は、一般会計からの繰入は発生していない。

採算性確保の観点から、一般会計からの繰入金で充当された歳出分も含めて、これまでの歳出に見合う収入は確保することが望まれる。

(意見6) 消費税の修正申告について

指定管理者からの「剰余納付金」収入について、消費税区分が誤っており、過去に遡って修正申告が行われていた。今後は、再発防止のため、県庁内での横断的な情報共有化が望まれる。

(意見7) 駐車場代金の回収業務について

県民広場地下駐車場の料金管理システムは、レジシステムは導入されておらず、料金の精算機以外にも現金の収受、手書き領収書の発行を行っている。過去からこれまで、実査での現金差額は発生していないようだが、現金取引については、直接現金を扱うため、紛失や盗難また横領といった不正の温床になるリスクがある。また最近の実例として、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の指定管理者の従業員による定期駐車券の代金の着服が発生している。

このため現金取引については、可能な限り現金を扱わないようなシステム構築を図るか又は内部統制強化が望まれる。

5 宜野湾港整備事業特別会計 港湾課

(1) 特別会計の概要

宜野湾港マリーナは、沖縄本島中部西海岸に位置し、背後に宜野湾市、浦添市及び那覇市等の都市圏を擁する県内初の公共マリーナであり、昭和 62 年（1987 年）に開催された第 42 回国民体育大会（海邦国体）のヨット競技開催地として整備され、その後は県民の海洋性レクリエーション拠点として利用されている。近接するコンベンションセンターやトロピカルビーチとともに観光リゾート拠点を形成し、今後も増大する海洋性レクリエーション需要へ対応することを目的としている。本特別会計は、宜野湾港マリーナの機能を高めていくための機能施設事業の整備・運営を目的として設置されている。

(2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県港湾管理条例

沖縄県特別会計設置条例

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

【目的】港湾の施設整備は、基本施設を整備する港湾整備事業(防波堤、岸壁、航路、泊地帯等)を国の直轄事業や補助事業で行い、それ以外の機能施設(荷役機械、上屋、倉庫、貯木場等)の整備や臨海部の土地造成事業は港湾管理者である地方公共団体が港湾整備特別会計として行うこととなっている。

(4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

【事業内容】

昭和 62(1987)年 10 月 一般供用開始

平成 13(2001)年 4 月 マリーナ拡張工事着手

平成 18(2006)年 3 月 マリーナ拡張工事完成 全部供用

収容能力：海上係留バース 343 艇、陸上ヤード 292 艇（ディンギーを含む）

ふ頭用地、上屋、浮棧橋等のマリーナ施設の整備はほぼ完了しており、マリーナ施設の管理を指定管理者に委託している。

現在では、沖縄県民による利用割合は 4 割程度で、6 割は沖縄県外の方に利用されている。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去 5 年間）

(単位：千円)

歳入	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
港湾施設使用料	221,277	216,800	189,354	193,480	198,623

財産収入	0	0	0	9	18
一般会計繰入金	50,055	89,951	75,072	8,466	85,275
諸収入	10,632	1,761	4	0	0
繰越金	86,063	107,693	114,269	86,248	12,016
県債	342,400	307,174	287,342	128,390	203,159
歳入合計	710,426	723,379	666,042	416,593	499,092

歳出	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
宜野湾港管理費	79,756	116,100	102,354	81,578	168,444
公債費					
（元金）	503,016	477,262	465,025	313,137	323,340
（利子）	19,961	15,748	12,414	9,862	7,852
歳出合計	602,733	609,110	579,794	404,577	499,636

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
一般会計からの繰入金	50,055	89,951	75,072	8,466	85,275
一般会計への繰出金	0	0	0	0	0

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 赤字決算について

土木建築部が所管する宜野湾港整備事業特別会計において歳入見込額の過誤があったこと、また財務会計システムの数値との照合を行わなかったことにより、令和4年度の決算で合計544千円のマイナスとなっていることを見落としたことで、決算が赤字状態となり、地方自治法の規定に反していることとなっている。

「事案発生の経緯」と「事案発生の要因に関する見解」は、下記の通りであった。

I 事案発生の経緯

(1) 年度中の特別会計の収支管理の状況

歳入については、担当者が1人で適宜使用料収入額をチェックしていた。

(チェックを行う時期は、7月及び9月の次年度当初予算に係る箇所新規要望時、10月、11月、12月の予算編成作業時、2月の一般会計繰入額算定時、3月の一般会計

繰入予算執行同時、3月末のその時点収入額確認作業を行っている時。)

チェックの内容としては、前年度同月と比較して、突出して差がないか等を確認し、差が大きい場合は使用料徴収事務を行っている指定管理者や出先機関(中部土木事務所)に確認を行うこととしている。

歳出については、課内及び令達先である中部土木事務所と連携し、適宜執行状況や執行計画、不用見込み等を確認していた。

(2) 年度末の収支管理の状況

①歳入・歳出決算及び年間収支見込額の算定、一般会計から特別会計への繰入に係る手続(3月1日)

2月末時点における歳入・歳出決算及び年間収支見込額を算定し、収支不足見込額(赤字)について、一般会計から特別会計に繰入するための予算執行伺・支出手続を行っている。

ア:歳入決算見込額の算定方法(2月末)

年度末の歳入については、使用料以外の歳入額は基本的に確定している。

一方、使用料は、出納整理期間まで歳入額が未確定となるため、前年4月から前月(2月)までの11ヶ月分の収入済額を財務会計システムから月ごとに抽出して集計した額と、当月(3月)から出納整理期間である5月までの3ヶ月分の使用料収入見込額(過年度実績を踏まえて算定)を合計して、決算見込額を算定している。

その際、財務会計システムからは「収入済額」「戻出済額」「更正済額」を抽出しており、本来、「収入済額」「戻出済額」「更正済額」を計算のうえ、決算見込額を算定する必要があるが、「更正済額」の算定が行われていなかった。

2月分収納済額の比較(3/1EUC抽出額と決算額)

	3/1EUC抽出額	決算額	差額
・宜野湾特会	8,550,898円	10,557,982円	△2,007,084円

イ:歳出決算見込額の算定方法(2月末)

歳出については、課内及び予算令達先の出先機関(中部土木事務所)に対し、出納整理期間内での支払予定等を確認し、歳出額を確定している。

②宜野湾整備事業特別会計における算定誤り(収入更正済額の算定漏れ)

宜野湾港整備事業特別会計においては、令和4年度決算見込額を算定するにあたり、本来、財務会計システムから抽出した各月毎の「収入済額」「戻出済額」「更正済額」を表計算ソフト(エクセル)で集計のうえ、決算見込額を算定する必要があるが、「更正済額(18,056千円)」を除算しておらず、収入実績を過大に算定していた。

また、表計算ソフト（エクセル）にて集計した2月末時点の収入済額と財務会計システム上の現時点の収入済額と照合することはしていなかったため、実際の収入額と表計算ソフト上の収入額の差異に気づけず歳入見込額が過大となった。

（システムから抽出した数値は月ごとの数値であり、集計の際はその抽出した月ごとの数値を積み上げて年度合計値を算出している。）

(3) 出納整理期間の収支管理の状況

年度末で行った一般会計からの操出金で収支を合わせたことから、3月、4月、5月の使用料収入合計額が年度末で見込んだ使用料収入額を下回らないかを注視し、その都度財務会計システムから月毎の収入額を抽出して収入状況を確認していた（3月分を4月10日に確認、4月分を5月10日に確認、5月29日に5月分の現時点の収入額を確認）。

本来、その時点で財務会計システムの「歳入執行状況照会」等により、現時点での実際の収入額と当課で作成した表計算上の合計額とを照合し、差異が生じていないか確認すべきであったが、年度内に作成された数値に間違いがないものとして認識していたため、その作業を行っていなかった。

また、決算に係る作業において、一般会計については、複数回にわたり歳入額及び歳出額のシステム上の数値の確認作業（決算見込額調）が行われているが、特別会計は対象外となっている。しかし、事後に控えている決算資料（出納事務局）の作成や、総務省の「公営企業決算状況調査（5月初旬～6月中旬）」、「健全化判断比率及び資金不足比率の算定（5月中旬～6月末）」において、実際の決算に係る数値（財務会計システム上の数値）が必要であり、その際に表計算ソフト上の数値のみではなく、財務会計システム上の数値を確認すべきであった。（当該調査等については、6月7日の会計課からの連絡後に修正して提出済）

※なお、出納整理期間内に、見込んでいた収入額が歳出に対して不足すると把握した場合、法令上は当該期間内での繰上充用の措置が必要となる。

(4) 事案認知、認知後の対応

令和5年6月5日 会計課で赤字状態が判明し、6月7日に土木総務課を經由して港湾課も確認した。

6月9日 港湾課から土木建築部長に報告。部長からは対応案を検討するよう指示があった。また、港湾課から財政課へ赤字対応について報告。「出納は閉鎖しているため、収入更正や支出更正すべきものがないか急ぎ確認すること。対外的にどう説明するか検討すること。」また、「繰越計算書（冊子）をすべて修正すること」との指示を受けた。

同日、宜野湾港については施設使用料の徴収を行っている指定管理者、中部土木事

務所へ、中城湾港新港地区については施設使用料徴収を行っている中城湾港管理所へ収入更正の対象となる収入がないか確認を依頼。

6月12日、会計課に対し、赤字になった原因及び更正すべき支出や収入もない旨説明。対外的にどう説明するか、部として今後の対応を検討するよう指示を受ける。財政課へ修正した繰越計算書（冊子）を提出。

6月19日 会計課から月次決算の監査を控えているため、赤字の2特会について、部としての今後の対応方針を報告するよう依頼がある。

6月21日 会計課に対し、原因、経緯等をまとめた説明資料を送付。

（6月20日代表質問通告。6月21日一般質問通告。～7月6日まで6月定例会）

7月11日 土木建築部長へ赤字の原因等についての詳細及び現時点の状況報告。内部統制にあげること、三役説明のため対応案を早期検討することと指示を受ける。

7月20日 会計課長より財政課長へ連絡し、当該赤字状態について出納閉鎖後の取り得る手段について対応してほしい旨依頼。

7月21日 財政課の呼びかけにより、財政課、会計課、土木総務課により今後の処理方針について調整。

8月4日 土木建築部において法律相談を実施。弁護士からは、赤字決算であることは「適切でない」が違法とまで明確には言えない。出納閉鎖後の繰上充用は違法。住民監査の手続きで違法確認請求の対象となる可能性はあるが、損害は発生しておらず、住民訴訟が認められる可能性は低い。とのことであった。

8月7日 土木建築部より池田副知事へ第一報の報告。財政課から総務省自治行政局行政課へ赤字決算の処理について照会を行う。

8月17日 土木建築部による池田副知事への調整。副知事からは、赤字状態は不適切であるが、違法とまでは言えない状況であれば、違法な執行を前提とした議案を議会に提案するかどうか総務省意見も踏まえた上で検討が必要と指示があった。

8月25日 総務省自治行政局行政課から財政課に対して回答。

8月28日 総務部長による池田副知事への報告（港湾課長等同席）。総務省からの回答結果について報告した。副知事からは、赤字状態を放置することも違法であることが明確になった。どちらも違法であるなら、結果を直した方がよい（9月定例会において補正予算案の承認を得て赤字の治癒すること）。議会には丁寧に説明するように指示があった。

8月29日 総務部長及び土木建築部長による知事調整。副知事と同様の指示。

8月31日 照屋副知事へ報告。

赤字状態がわかってからの対応が遅れた理由としては、地方公共団体の現行制度上、赤字決算を予期していないことから、出納閉鎖後の繰上充用は違法であることが示されている以外はその対応について実務提要等で情報がない状況であったこと。

また、これまで経験したことない事案であることから、その対応については慎重な検討が必要であり、総務省への確認を含めた法令解釈と整理、全国的な事例の収集、関係部局等の関係機関との調整に時間を要した状況であった。

(5) 是正策の立案、決定

是正策として、地方自治法の規定（第 208 条第 2 項）に違反する赤字状態の決算を放置するよりは、手続きは違法であるが、違法な赤字状態を治癒させたいため、9 月定例会に繰上充用を行うための予算議案を提出した。

II 事案発生の要因に関する見解

4 特別会計の収支管理を一人で担当しており、他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねていることから、業務の効率化を図るため表計算ソフト（エクセル）を活用したところ結果的に集計漏れや二重計上のミスが生じてしまった。

また、令和 5 年度においては、実務担当者が人事異動により入れ替わったことから、年度当初において担当者が業務を熟知していなかったこともあり、出納整理期間内の収支確認が不十分であった。

本来であれば、歳入歳出の決算額を確定させるため、月毎のみならず、全体の額について、財務会計システムから抽出する EUC や電算帳票と突合確認を行い、実質収支の確認等を行う必要があった（収支表の作成）が、4 月から 2 月までの使用料収入はシステムから抽出した数値をベースに集計していることから、変動はない固定値として認識していたため、その確認（収支管理）が不十分であった。

また、出納整理期間においては、4 月に財政課から配布される帳票（現金残高）等と、港湾課で集計した数値を突合し、数値にずれがないかを確認する必要があった。

今回の事案について簡潔にまとめると、「Excel にて集計した収入済額」と「財務会計システムの収入済額」を照合し、合計の一致のチェックを行えば防げた事務手続き上の誤りである。私の個人的な見解になるが、人が行う作業であるため多少のミスは起こりうるものだと思う。ただ、ミスが生じた際に、そのミスを防止・発見するために内部統制が設けられており、その内部統制で発見できなかったことが重要な問題であると思われる。

今回の各段階のチェック体制について、具体的にどの担当者がどの項目についてチェックすることが求められていたのか、合計金額の確認はチェック項目に含まれていたのか等、具体的なチェックリストまでは整備されていなかったため、担当者任せのチェックであったことが伺える。内部統制が適切に整備されていないため、内部統制が有効に

機能するはずが無い。

地方自治法の一部改正により、令和2年4月から都道府県に内部統制制度の導入が義務付けられているが、今回のように内部統制が形だけのものになっていないか、改めて、内部統制の整備状況及び運用状況について、調査及び検証が求められる。

(今回の事案に関する法令等関係規定その他の基準)

① 地方自治法第208条第2項

各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

② 地方自治法施行令第166条第2項

会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。

③ 地方財政法

(地方財政運営の基本)

第二条

地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。

2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。

(予算の編成)

第三条

地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

(予算の執行等)

第四条

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

(公営企業の経営)

第六条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

上記、法令等関係規定その他の基準に照らした本事案の問題点は、下記の通りである。

【問題点】

- ① 繰上充用の措置を講ずることなく、形式的な赤字状態を放置し続けることは違法である。
- ② 歳入不足額に対して、出納整理期間内（4/1～5/31）に特別会計ごとに次年度の歳入から繰上充用を行う必要があった。

（9月定例会での対応（繰上充用の専決処分）について）

特別会計が赤字の状態について、地方自治法第208条第2項の規定により、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」こととされており、出納閉鎖後の時点で、歳出に対する歳入の不足が発生している状態（いわゆる赤字の状態）は、地方自治法の規定に反している状態となっていた。

そのため、土木建築部（港湾課、土木総務課）、財政課、会計課と協議を重ねた結果、令和5年度の予算を令和4年度の赤字分に充てる繰上充用の処理で、赤字状態を治癒する必要があるとの結論となったことから、繰上充用の補正予算案を9月定例会に上程した。

補正予算案の内容

宜野湾港整備事業特別会計（歳出予算補正）

（単位：千円）

事業名	費目	補正前	補正後	調整額
繰上充用金	補償、補填及び賠償金	0	545	545
宜野湾港管理運営費	委託料	221,969	221,424	△545

9月26日の議会開会后、与党議員から当該先議案件（補正予算案）について議会において議決すべきではない（出納閉鎖後の繰上充用は違法）との動議があり、採決の結果、動議が可決されたことから、補正予算案は知事に返付された。

議会での補正予算案（繰上充用）が認められなかったことから、関係部局と調整した結果、知事の専決処分による繰上充用をすることとなった。

10月2日付で当該補正予算を知事決裁（財政課起案）により専決処分した後、同日付で予算執行から支出調書の決裁処理（港湾課起案、会計課合議）までを行い、翌10月3日に知事が議会において、特別会計補正予算（繰上充用）について専決処分した旨を報告した。

令和5年10月末現在、令和4年度沖縄県歳入歳出決算書において、特別会計について歳入不足額は翌年度歳入繰上充用金が充てられ赤字状態が治癒された状態となっている。

（再発防止策）

今回の事案について、本来なら出納整理期間内に表計算ソフト（エクセル上の歳入歳出）で集計した額と、財務会計システムから出力した帳票（現金残高）との整合作業を行うべきであったこと、また、その一連の作業について、他の班員や班長等によるダブルチェックを行う必要があったことから、再発防止策として以下のとおり考えている。

・3月上旬の決算作業の一般会計繰入金算定時において、このような事態が起きないように、一連の作業について整理し、作業内容を項目立てしたチェックシートを作成し、作成したチェックシートに沿った決算作業を行うとともに、作成した集計表と財務会計システムから出力した帳票（歳入予算執行状況照会）との整合を確認する。

・担当者の他に精査担当者（主査）を置き、一連の作業のダブルチェックを行うこととし、総括担当者（主幹）においては、担当者が作成した表計算ソフトで出力した集計表の数値について、電卓を使用した手作業での確認を行う。

・港湾開発監において、チェックシートをもとに作業の進捗をその都度確認することとし、港湾課長が最終確認を行う。

・部主管課と連携して、出納整理期間中の決算業務を行う。

「再発防止策」に沿って、内部統制の整備状況について早急に改善を図る必要がある。

かつ、今回整備された内部統制が有効に機能しているかの検証も併せて実施する必要がある。

(指摘2) 外部監査への協力体制について

今回、資料依頼から資料の提出までの期間が非常に長く、主なやりとりは下記の通りになるが、監査作業に大幅な支障が生じた。

(最初の資料依頼から提出までのやりとり)

7月7日 監査委員への監査実施通知
7月18日 各関係部課へ資料依頼
8月22日 港湾課から一部資料の提出
10月5日 残りの資料提出
11月2日 最初のヒアリング時に追加の資料依頼
12月22日、25日 資料の提出
(以後、担当者間での質問及び資料依頼等やりとり)
1月31日 報告書の作成期限

県の担当者は、一人で4つの特別会計を担当しており、他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ね、加えて、今回、特別会計が包括外部監査のテーマとなったことも重なり、一人で、4特別会計の窓口になり、外部監査人及び補助者からの資料依頼や質問事項への回答等に一人でご対応いただいた。県の担当者のレスポンスが遅くなったのは担当者みみの責任ではなく、過重負担を強いている組織に問題があると考えられる。地方自治法第252条の33にも記載の通り、外部監査人への協力が求められている。

地方自治法

(外部監査人の監査への協力)

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たっては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

にもかかわらず、資料依頼から提出までに時間を要したことに、協力姿勢は感じられなかった。

深度ある監査を行うためには、協力体制が不可欠である。今後はこのような事が生じないように、レスポンスや担当者の増員等協力的な対応関係が求められる。

(指摘3) 当会計の採算性と受益者負担(使用料収入)の適正化について

(5) で見た歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)について、本来の採算を把握し易くするために、歳入合計から、一般会計からの繰入金(特別会計の歳入では賄えない

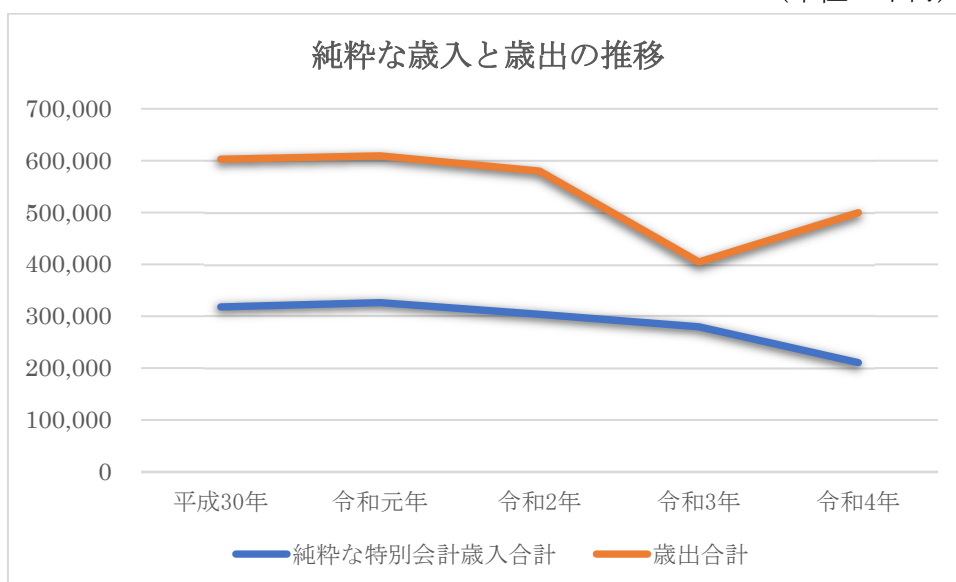
い部分を一般会計から繰入れた額)と県債(融資)による歳入を控除した歳入(ここで、純粋な歳入と呼ぶ。)と歳出について推移を下記にまとめた。

(単位：千円)

歳入	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
港湾施設使用料	221,277	216,800	189,354	193,480	198,623
財産収入	0	0	0	9	18
諸収入	10,632	1,761	4	0	0
繰越金	86,063	107,693	114,269	86,248	12,016
純粋な特別会計歳入合計	317,971	326,254	303,628	279,737	210,658

歳出	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
宜野湾港管理費	79,756	116,100	102,354	81,578	168,444
公債費					
(元金)	503,016	477,262	465,025	313,137	323,340
(利子)	19,961	15,748	12,414	9,862	7,852
歳出合計	602,733	609,110	579,794	404,577	499,636

(単位：千円)



(単位：千円)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
純粋な特別会計歳入合計	317,971	326,254	303,628	279,737	210,658

歳出合計	602,733	609,110	579,794	404,577	499,636
純粋な歳入を基礎とした 場合の赤字額	△284,762	△282,856	△276,166	△124,840	△288,978

宜野湾港整備事業の本来の採算は、直近の5年間で毎年度3億円弱の多額の赤字である。昭和62(1987)年から一般供用を開始後、施設・設備の老朽化が進んでいるため、歳出のメインを占める管理費の中の工事請負費は今後、大幅な減少は見込めず、むしろ、増額していくであろう。港湾の収容能力には限りがあり、港湾施設使用料収入にも上限がある。当施設利用者からの港湾施設使用料の設定額の見直しを早急に行い、当特別会計での受益者負担の適正化に取り組んでいただきたい。

(指摘4) 使用料収入の見直しについて(独立採算制の確保)

本特別会計は、宜野湾港マリーナの機能施設事業として、荷捌き地、荷役機械、上屋等を整備し、利用者から当該使用料を徴収し、維持管理を行っている。このため、本来なら独立採算制の観点から、当該利用者から歳出または支出、経費を賄う必要がある。しかし、昭和62年10月に供用開始されて以降、令和4年度末まで、一般会計から本特別会計への繰入金(ソフト交付金を除く)は28億円であり、施設使用料収入で歳出を賄うことができないため、一般会計すなわち県民の税金が投入され続けている。

宜野湾港マリーナの使用料収入として、主にプレジャーボートやクルーザー等の置場使用料である。直近の使用料改定は、平成13年7月に25%~35%程度の値上げを行っているが、採算性確保には至っていない。

前段の歳入分析でも記載した通り、県の歳入は自主財源の割合が低く、依存財源の割合が非常に高い。ここだけの影響ではないが、使用料収入が低いことが自主財源の割合が低いことに多少なりと影響していることが考えられる。特に、「(4)業務の内容」で記載の通り、利用者のほとんどが県外の方々であり、クルーザー等は高額の代物で富裕層が保有しているケースが多いと考えられるにも関わらず、直近の値上げから約20年間価格改定が行われていない。

これまで使用料の見直しを行っていない理由としては、老朽化の激しい施設の修繕等を計画的に実施した上で使用料改定を行うことで、利用者からの理解を得られやすいとの考えから行われていないようだが、これは利用者目線であり、税金を納付している住民の目線は全く考慮されていない。また設備の修繕等に関係なく、最低限、採算性の確保は、早期に図る必要があると思われる。一方で、富裕層が来沖することで、観光業等への波及的な経済的効果、貢献の一環として、使用料収入を安くしている考えもあるかもしれないが、「1人当たり県民所得」が全国最下位である沖縄県で、主に富裕層向けのサービスに対し、過去から採算度外視で何十年も、何十億もの県民の税金がつぎ込まれ続けているのは、一県民として非常に納得し難い。早急に独立採算性確保を図る必要

がある。

(意見1) 歳入状況・財源充当表(宜野湾) Excelデータについて

一般会計から当特別会計への繰入金を確定させるため、業務の効率化もあり「歳入及び財源充当表」をExcelで管理されている。これは、財務会計システム(EUC)の数値から当該Excel表へ転記して、管理している。

(指摘①)にて記載のとおり、今回適切に管理ができていなかった原因としては、本来であればEUCから抽出した「収入済額」から「支出更正済額」を差し引かなければならないところ、その計算がされていなかったことが原因である。ただ、EUCから抽出した「支出更正済額」の数値については、右側までスクロールしなければ、確認できないため、担当者が変わると同様の誤りが生じると思われる。

このため、担当者間の引継ぎ漏れが生じないように引継書の作成及び当該Excelデータでミスが生じないように、表の作成方法を工夫する必要がある。また、管理者のチェック体制についても、何をチェックするのか具体的にチェック項目についても明確にする必要がある。

(意見2) 指定管理者からの実績報告書について

指定管理業務の会計について、協定書第10条、第61条にも記載の通り、指定管理事業と自主事業に区分けし、適切に運用することとしている。

(会計区分)

第10条 本業務に係る会計は、独立した会計とし、他の業務の会計と区別することとする。

(本業務及び自主事業の実施に係る口座)

第61条 乙は、本業務及び自主事業の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、各々固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

今回、指定管理者からの実績報告において、人件費及び水道光熱費が、指定管理事業のみで発生し、自主事業からは全く発生していなかった。売上高の規模自体は、指定管理事業、自主事業共に、70百万円ほどで同規模にも関わらず、指定管理事業が自主事業の人件費や水道光熱費を負担しているとの印象を受ける。

この点について県の担当者からの回答は、「自主事業の人件費については、指定管理業務を行う傍らで実施する場合はほとんどで、指定管理業務と分けるのが困難であること、また軽微な額となることから自主事業での人件費は計上していません。」とのことであった。

ただ、自主事業の売上高9割以上は燃料販売であるが、給油業務はスタッフが行い、

精算は窓口で行われているのだから、完全無人化ではない。また、給油は油をくみ上げるポンプの稼働により行われ、使用される電力量は実際に検針されていないため、軽微と判断し難い。

指定管理料については、特に、管理運営経費の過去の実績の平均値に基づいて算出しており、指定管理事業と自主事業の区分けが適切に行われなければ、適切な指定管理料が算定できない。

区分けが困難な場合には、例えば、一日あたりの自主事業における人員の稼働割合等の何らかの合理的な按分基準・ルールを設けて按分することや軽微だと判断された場合には、その根拠を明確に残す必要があると考えられる。

（意見3）人員配置について

当特別会計においては、一人の担当者が当特別会計を含む4特別会計の収支管理を担当されていた。他に議会対応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、今般の事務手続きのミスが相次いで発生していることを受け、現場担当者の業務量が負担過多になっていないか又は内部統制が適切に整備されていないか若しくは有効に機能していないか懸念される。

行政管理課に人員配置の状況について確認したところ、「職員配置については、その必要性や効果、業務量等に応じて適切な配置に努めております。その上で、各課における各職員の担任意務やその業務量については、課長等による課内マネジメントによる対応が求められるところであると考えております。今後とも職員の再配置や業務の効率化等も考慮しながら、適切に対応していきたいと考えております。」との回答であった。

業務量が一人に過重負担となっていないか等、適時適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。

（意見4）事業の成果指標が設定されていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本事業は宜野湾港マリーナの機能を高めていくための機能施設事業の整備・運営を目的として設置されていることを鑑み、宜野湾港マリーナ利用者へのサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくためには、本事業の独立採算制の確保は必須だといえる。このため、「年間の損益」を項目として成果指標とすることも適切であると考えられる。

6 中城湾港（新港地区）整備事業特別会計 港湾課

（1）特別会計の概要

中城湾港新港地区は、生産機能・流通機能を併せ持つ流通加工港湾としての機能強化を目指して整備を進めることとしており、本特別会計は、工業用地及び都市再開発用地の取得造成並びに売却を行うために設置されたものである。

（2）事業の根拠法・関係例規等

沖縄県港湾管理条例

地方財政法

地方財政法施行令

沖縄県特別会計設置条例

（3）事業の目的、特別会計にする目的

・中城湾港（新港地区）整備事業は、港湾関連施設等の整備及び管理運営をおこなっており、沖縄県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として整備するとともに、産業の振興や雇用機会の創出、産業構造の改善ならびに県土の均衡ある発展に資するための工業用地の整備等、流通機能、生産機能を合わせ持った流通加工港湾として整備を推進している。

・平成 11（1999）年 3 月に指定された特別自由貿易地域（平成 26 年〔2014 年〕6 月には国際物流産業集積地域として拡大）では、立地企業が税制上の優遇措置を受けられることから、様々な企業が立地する加工貿易港としての一面も持ち合わせている。

・平成 15（2003）年 4 月に国土交通省からリサイクルポートの指定を受けており、港湾背後にリサイクル施設が集積している。離島の多い沖縄県では、宮古島や石垣島などの離島からリサイクル施設のある沖縄本島までの海上輸送が不可欠であることから、新港地区は県内外との静脈物流拠点としての役割も担っている。

（4）業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

荷さばき地、荷役機械、上屋等を整備し、利用者から使用料を徴収し、維持管理を行っている。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計（実績）

（単位：千円）

	H30	R1	R2	R3	R4
歳入計	542,893	481,492	366,038	198,083	241,582
港湾施設使用料	123,996	140,242	172,747	176,091	169,315
一般会計繰入金	338,241	230,534	113,463	0	3,359
諸収入	0	17	5	25	88
県債	0	47,960	28,864	0	49,600
繰越金	80,656	62,738	50,958	21,967	19,220
歳出計	480,155	430,533	344,070	178,863	242,227
中城湾港管理費	20,746	17,975	21,040	24,021	53,411
中城湾港建設費	267,273	189,483	128,268	0	49,642
元金償還金	171,143	204,777	178,956	141,211	127,528
利子償還金	20,993	18,298	15,807	13,631	11,645
備考	【歳出】ソフト交付金事業（中城湾港新港地区物流拠点促進調査）（中城湾港新港地区物流拠点促進整備事業）（中城湾港新港地区物流機能強化等整備事業	【歳出】ソフト交付金事業（中城湾港新港地区物流拠点促進調査）（中城湾港新港地区物流拠点促進整備事業）（中城湾港新港地区物流機能強化等整備事業			

※端数処理の関係上、「歳入計・歳出計」と内訳の合計値が一致しないことがあります。

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

【繰入金】

上記(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）の表記載の通り

【繰出金】

上記(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）の表記載の通り

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 赤字決算について

土木建築部が所管する中城湾港（新港地区）整備事業特別会計において歳入見込額の過誤があったこと、また財務会計システムの数値との照合を行わなかったことにより、

令和4年度の決算で合計645千円のマイナスとなっていることを見落としたことで、決算が赤字状態となり、地方自治法の規定に反していることとなっている。

「事案発生の経緯」と「事案発生の要因に関する見解」は、下記の通りであった。

I 事案発生の経緯

(1) 年度中の特別会計の収支管理の状況

歳入については、担当者が1人で適宜使用料収入額をチェックしていた。

(チェックを行う時期は、7月及び9月の次年度当初予算に係る箇所新規要望時、10月、11月、12月の予算編成作業時、2月の一般会計繰入額算定時、3月の一般会計繰入予算執行同時、3月末のその時点収入額確認作業を行っている。)

チェックの内容としては、前年度同月と比較して、突出して差がないか等を確認し、差が大きい場合は使用料徴収事務を行っている指定管理者や出先機関(中部土木事務所)に確認を行うこととしている。

歳出については、課内及び令達先である中部土木事務所と連携し、適宜執行状況や執行計画、不用見込み等を確認していた。

(2) 年度末の収支管理の状況

①歳入・歳出決算及び年間収支見込額の算定、一般会計から特別会計への繰入に係る手続(3月1日)

2月末時点における歳入・歳出決算及び年間収支見込額を算定し、収支不足見込額(赤字)について、一般会計から特別会計に繰入するための予算執行伺・支出手続を行っている。

ア：歳入決算見込額の算定方法(2月末)

年度末の歳入については、使用料以外の歳入額は基本的に確定している。

一方、使用料は、出納整理期間まで歳入額が未確定となるため、前年4月から前月(2月)までの11ヶ月分の収入済額を財務会計システムから月ごとに抽出して集計した額と、当月(3月)から出納整理期間である5月までの3ヶ月分の使用料収入見込額(過年度実績を踏まえて算定)を合計して、決算見込額を算定している。

その際、2月分収入済額について、3月1日に財務会計システムからEUC抽出した金額を実績額として記載しているが、収納状況の財務会計システムへの反映は、歳入日から4営業日であるため、2/27及び2/28収納分が収納済額に反映されておらず、決算額より過小になっていた。

2月分収納済額の比較(3/1EUC抽出額と決算額)

	3/1EUC抽出額	決算額	差額
・中城新港地区特会	7,983,151円	12,856,140円	△4,872,989円

イ：歳出決算見込額の算定方法（2月末）

歳出については、課内及び予算令達先の出先機関（中部土木事務所）に対し、出納整理期間内での支払予定等を確認し、歳出額を確定している。

②中城湾港（新港地区）整備事業特別会計における算定誤り（二重計上の確認漏れ）

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計においては、令和4年4月から翌年2月までの11ヶ月分の使用料収入済額について、財務会計システムから抽出した数値と、それを基に作成した表計算データの各月毎の数値に間違いはないものの、3月以降の見込額を含む年間の使用料収入合計額を算定する際、2月分（7,983千円）を二重計上していたため、収入実績を過大に算定していた。

しかし、その合計値を財務会計システム上の現時点の収入済額との照合をしていなかったため、数値の差異に気づくことができなかった。

(3) 出納整理期間の収支管理の状況

年度末で行った一般会計からの操出金で収支を合わせたことから、3月、4月、5月の使用料収入合計額が年度末で見込んだ使用料収入額を下回らないかを注視し、その都度財務会計システムから月毎の収入額を抽出して収入状況を確認していた（3月分を4月10日に確認、4月分を5月10日に確認、5月29日に5月分の現時点の収入額を確認）。

本来、その時点で財務会計システムの「歳入執行状況照会」等により、現時点での実際の収入額と当課で作成した表計算上の合計額とを照合し、差異が生じていないか確認すべきであったが、年度内に作成された数値に間違いがないものとして認識していたため、その作業を行っていなかった。

また、決算に係る作業において、一般会計については、複数回にわたり歳入額及び歳出額のシステム上の数値の確認作業（決算見込額調）が行われているが、特別会計は対象外となっている。しかし、事後に控えている決算資料（出納事務局）の作成や、総務省の「公営企業決算状況調査（5月初旬～6月中旬）」、「健全化判断比率及び資金不足比率の算定（5月中旬～6月末）」において、実際の決算に係る数値（財務会計システム上の数値）が必要であり、その際に表計算上の数値のみではなく、財務会計システム上の数値を確認すべきであった。（当該調査等については、6月7日の会計課からの連絡後に修正して提出済）

※なお、出納整理期間内に、見込んでいた収入額が歳出に不足すると把握していた場合、法令上は当該期間内での繰上充用の措置が必要となる。

(4) 事案認知、認知後の対応

令和5年6月5日 会計課で赤字状態が判明し、6月7日に土木総務課を經由して港湾課も確認した。

6月9日 港湾課から土木建築部長に報告。部長からは対応案を検討するよう指示があった。また、港湾課から財政課へ赤字対応について報告。「出納は閉鎖しているため、収入更正や支出更正すべきものがないか急ぎ確認すること。対外的にどう説明するか検討すること。」また、「繰越計算書（冊子）をすべて修正すること」との指示を受けた。

同日、宜野湾港については施設使用料の徴収を行っている指定管理者、中部土木事務所へ、中城湾港新港地区については施設使用料徴収を行っている中城湾港管理所へ収入更正の対象となる収入がないか確認を依頼。

6月12日、会計課に対し、赤字になった原因及び更正すべき支出や収入もない旨説明。対外的にどう説明するか、部として今後の対応を検討するよう指示を受ける。財政課へ修正した繰越計算書（冊子）を提出。

6月19日 会計課から月次決算の監査を控えているため、赤字の2特会について、部としての今後の対応方針を報告するよう依頼がある。

6月21日 会計課に対し、原因、経緯等をまとめた説明資料を送付。

(6月20日代表質問通告。6月21日一般質問通告。～7月6日まで6月定例会)

7月11日 土木建築部長へ赤字の原因等についての詳細及び現時点の状況報告。内部統制にあげることで、三役説明のため対応案を早期検討することと指示を受ける。

7月20日 会計課長より財政課長へ連絡し、当該赤字状態について出納閉鎖後の取り得る手段について対応してほしい旨依頼。

7月21日 財政課の呼びかけにより、財政課、会計課、土木総務課により今後の処理方針について調整。

8月4日 土木建築部において法律相談を実施。弁護士からは、赤字決算であることは「適切でない」が違法とまで明確には言えない。出納閉鎖後の繰上充用は違法。住民監査の手続きで違法確認請求の対象となる可能性はあるが、損害は発生しておらず、住民訴訟が認められる可能性は低い。とのことであった。

8月7日 土木建築部より池田副知事へ第一報の報告。財政課から総務省自治行政局行政課へ赤字決算の処理について照会を行う。

8月17日 土木建築部による池田副知事への調整。副知事からは、赤字状態は不適切であるが、違法とまでは言えない状況であれば、違法な執行を前提とした議案を議会に提案するかどうか総務省意見も踏まえた上で検討が必要と指示があった。

8月25日 総務省自治行政局行政課から財政課に対して回答。

8月28日 総務部長による池田副知事への報告（港湾課長等同席）。総務省からの回答結果について報告した。副知事からは、赤字状態を放置することも違法であるこ

とが明確になった。どちらも違法であるなら、結果を直した方がよい（9月定例会において補正予算案の承認を得て赤字の治癒すること）。議会には丁寧に説明するように指示があった。

8月29日 総務部長及び土木建築部長による知事調整。副知事と同様の指示。

8月31日 照屋副知事へ報告。

赤字状態がわかってからの対応が遅れた理由としては、地方公共団体の現行制度上、赤字決算を予期していないことから、出納閉鎖後の繰上充用は違法であることが示されている以外はその対応について実務提要等で情報がない状況であったこと。

また、これまで経験したことない事案であることから、その対応については慎重な検討が必要であり、総務省への確認を含めた法令解釈と整理、全国的な事例の収集、関係部局等の関係機関との調整に時間を要した状況であった。

(5) 是正策の立案、決定

是正策として、地方自治法の規定（第208条第2項）に違反する赤字状態の決算を放置するよりは、手続きは違法であるが、違法な赤字状態を治癒させたいため、9月定例会に繰上充用を行うための予算議案を提出した。

II 事案発生の要因に関する見解

4特別会計の収支管理を一人で担当しており、他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねていることから、業務の効率化を図るため表計算ソフト（エクセル）を活用したところ結果的に集計漏れや二重計上のミスが生じてしまった。

また、令和5年度においては、実務担当者が人事異動により入れ替わったことから、年度当初において担当者が業務を熟知していなかったこともあり、出納整理期間内での収支確認が不十分であった。

本来であれば、歳入歳出の決算額を確定させるため、月毎のみならず、全体の額について、財務会計システムから抽出するEUCや電算帳票と突合確認を行い、実質収支の確認等を行う必要があった（収支表の作成）が、4月から2月までの使用料収入はシステムから抽出した数値をベースに集計していることから、変動はない固定値として認識していたため、その確認（収支管理）が不十分であった。

また、出納整理期間においては、4月に財政課から配布される帳票（現金残高）等と、港湾課で集計した数値を突合し、数値にずれがないかを確認する必要があった。

今回の事案について簡潔にまとめると、「Excelにて集計した収入済額」と「財務会計

システムの収入済額」を照合し、合計の一致のチェックを行えば防げた事務手続き上の誤りである。私の個人的な見解になるが、人が行う作業なため、ミスは多少なり起こりうるものだと思う。ただ、ミスが生じてそのミスを防止・発見するために、内部統制が設けられており、その内部統制で発見されなかったことが重要な問題であると思われる。

今回の各段階のチェック体制について、具体的にどの担当者がどの項目についてチェックすることが求められていたのか、合計金額の確認はチェック項目に含まれていたのか等、具体的なチェックリストまでは整備されていなかったため、担当者任せのチェックだったことが伺える。これでは内部統制が適切に整備されていないため、内部統制が有効に機能するはずが無い。

地方自治法の一部改正により、令和2年4月から都道府県に内部統制制度の導入が義務付けられているが、今回のように内部統制が形だけのものになっていないか、改めて、内部統制の整備状況及び運用状況について、調査及び検証が求められる。

(今回の事案に関する法令等関係規定その他の基準)

① 地方自治法第208条第2項

各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

② 地方自治法施行令第166条第2項

会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。

③ 地方財政法

(地方財政運営の基本)

第二条

地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。

2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

(予算の編成)

第三条

地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経

費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

(予算の執行等)

第四条

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

(公営企業の経営)

- 6 -

第六条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

上記、法令等関係規定その他の基準に照らした本事案の問題点は、下記の通りである。

【問題点】

- ① 繰上充用の措置を講ずることなく、形式的な赤字状態を放置し続けることは違法である。
- ② 歳入不足額に対して、出納整理期間内（4/1～5/31）に特別会計ごとに次年度の歳入から繰上充用を行う必要があった。

(9月定例会での対応（繰上充用の専決処分）について)

特別会計が赤字の状態について、地方自治法第208条第2項の規定により、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」こととされており、出納閉鎖後の時点で、歳出に対する歳入の不足が発生している状態（いわゆる赤字の状態）は、地方自治法の規定に反している状態となっていた。

そのため、土木建築部（港湾課、土木総務課）、財政課、会計課と協議を重ねた結果、令和5年度の予算を令和4年度の赤字分に充てる繰上充用の処理で、赤字状態を治癒する必要があるとの結論となったことから、繰上充用の補正予算案を9月定例会

に上程した。

補正予算案の内容

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計（歳出予算補正）

（単位：千円）

事業名	費目	補正前	補正後	調整額
繰上充用金	補償、補填及び賠償金	0	645	645
中城湾港管理運営費	委託料	62,996	62,351	△645

9月26日の議会開会後、与党議員から当該先議案件（補正予算案）について議会において議決すべきではない（出納閉鎖後の繰上充用は違法）との動議があり、採決の結果、動議が可決されたことから、補正予算案は知事に返付された。

議会での補正予算案（繰上充用）が認められなかったことから、関係部局と調整した結果、知事の専決処分による繰上充用をすることとなった。

10月2日付で当該補正予算を知事決裁（財政課起案）により専決処分した後、同日付で予算執行から支出調書の決裁処理（港湾課起案、会計課合議）までを行い、翌10月3日に知事が議会において、特別会計補正予算（繰上充用）について専決処分した旨を報告した。

令和5年10月末現在、令和4年度沖縄県歳入歳出決算書において、特別会計について歳入不足額が翌年度歳入繰上充用金が充てられ赤字状態が治癒された状態となっている。

今後の再発防止策について、下記の通りである。

（再発防止策）

今回の事案について、本来なら出納整理期間内に表計算ソフト（エクセル上の歳入歳出）で集計した額と、財務会計システムから出力した帳票（現金残高）との整合作業を行うべきであったこと、また、その一連の作業について、他の班員や班長等によるダブルチェックを行う必要があったことから、再発防止策として以下のとおり考えている。

・3月上旬の決算作業の一般会計繰入金算定時において、このような事態が起きないように、一連の作業について整理し、作業内容を項目立てしたチェックシートを作成し、

作成したチェックシートに沿った決算作業を行うとともに、作成した集計表と財務会計システムから出力した帳票（歳入予算執行状況照会）との整合を確認する。

- ・担当者の他に精査担当者（主査）を置き、一連の作業のダブルチェックを行うこととし、総括担当者（主幹）においては、担当者が作成した表計算ソフトで出力した集計表の数値について、電卓を使用した手作業での確認を行う。
- ・港湾開発監において、チェックシートをもとに作業の進捗をその都度確認することとし、港湾課長が最終確認を行う。
- ・部主管課と連携して、出納整理期間中の決算業務を行う。

「再発防止策」に沿って、内部統制の整備状況について早急に改善を図る必要がある。かつ、今回整備された内部統制が有効に機能しているかの検証も併せて実施が必要である。

（指摘2）外部監査への協力体制について

今回、資料依頼から資料の提出までの期間が非常に長く、主なやりとりは下記の通りになるが、監査作業に大幅な支障が生じた。

（最初の資料依頼から提出までのやりとり）

- 7月7日 監査委員への監査実施通知
 - 7月18日 各関係部課へ資料依頼
 - 8月22日 港湾課から一部資料の提出
 - 10月5日 残りの資料提出
 - 11月2日 最初のヒアリング時に追加の資料依頼
 - 12月22日、25日 資料の提出
- （以後、担当者間での質問及び資料依頼等やりとり）
- 1月31日 報告書の作成期限

県の担当者は、一人で4つの特別会計を担当しており、他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、加えて、今回、特別会計が包括外部監査のテーマとなったことも重なり、一人で、4特別会計の窓口になり、外部監査人及び補助者からの資料依頼や質問事項への回答等に一人でご対応いただいた。県の担当者のレスポンスが遅くなったのは担当者のみの責任ではなく過重負担を強いている組織に問題があると考えられる。地方自治法第252条の33にも記載の通り、外部監査人への協力が求められている。

地方自治法

(外部監査人の監査への協力)

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たっては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

にもかかわらず、資料依頼から提出までに時間を要したことに、協力姿勢は感じられなかった。

深度ある監査を行うためには、協力体制が不可欠である。今後はこのような事が生じないように、レスポンスや担当者の増員等協力的な対応関係が求められる。

(指摘3) 使用料収入の見直し

本特別会計は、中城湾港（新港地区）に係るふ頭用地や上屋施設等の整備を行い港湾機能の向上を図ることを目的とし、東西ふ頭については共用を開始しており、野積場使用料、東西上屋（各2棟）使用料、荷役機械使用料を徴収し維持管理を行っている。このため、本来なら独立採算制の観点から、当該利用者から歳出または支出、経費を賄う必要があるため、中城湾港管理費のみでなく中城湾港建設費を考慮して使用料収入を検討する必要がある。しかし、昭和58年度に事業が開始されて以降、令和4年度末までに、一般会計から本特別会計への繰入金（ソフト交付金を除く）は72億円であり、施設利用料収入で歳出を賄うことができないため、一般会計すなわち県民の税金が投入され続けている。

中城湾港（新港地区）は、沖縄県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として整備され、産業の振興や雇用機会の創出、産業構造の改善ならびに県土の均衡ある発展に資するための工業用地の整備等、流通機能、生産機能を合わせ持った流通加工港湾として整備を推進しているため、投資した結果として経済的効果が表面化されるまで時間が掛かるため、長期的な視野に立って判断する必要だと思われるが、今後も安定的にサービスを提供していくためには、採算性の確保は必須事項である。

前段の歳入分析でも記載したが、県の歳入は自主財源の割合が低く、依存財源の割合が非常に高い。ここだけの影響ではないが、使用料収入が低いことが自主財源の割合が低いことに多少なりと影響していることが考えられる。

早急に独立採算性確保を図る必要がある。

(意見1) 歳入状況・財源充当表 Excel データについて

一般会計から当特別会計への繰入金を確定させるため、業務の効率化も図り「歳入及び財源充当表」を Excel で管理されている。これは、財務会計システム（EUC）の数値

から当該 Excel 表へ転記して、管理している。

今回の当該 Excel ファイルを確認したところ、「中城湾港建設費」49,642 千円において、県債で充当できない分の把握が漏れていた。「一般会計からの繰入金」を算出される際に漏れがあると、今後も赤字決算を招く恐れがあるため、十分注意していただきたい。

またチェックする方も、担当者が作成された内容を鵜呑みにするのではなく、猜疑心を保持してチェックする必要がある。併せて、チェックリストにも歳出の取り込み漏れが無いチェック項目に加えることも検討されたい。

（意見 2）人員配置について

本特別会計においては、一人の担当者が当特別会計を含む 4 特別会計の収支管理を担当されていた。他に議会対応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、今般の事務手続きのミスが相次いで発生していることを受け、現場担当者の業務量が負担過多になっていないか又は内部統制が適切に整備されていないか若しくは有効に機能していないか懸念される。

行政管理課に人員配置の状況について確認したところ、「職員配置については、その必要性や効果、業務量等に応じて適切な配置に努めております。その上で、各課における各職員の担当事務やその業務量については、課長等による課内マネジメントによる対応が求められるところであると考えております。今後とも職員の再配置や業務の効率化等も考慮しながら、適切に対応していきたいと考えております。」との回答であった。

業務量が一人に過重負担となっていないか等適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。

（意見 3）事業の成果指標が設定されていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本事業が、中城湾港（新港地区）の機能を高めていくための機能施設事業の整備・運営を目的として設置されていることを鑑み、中城湾港利用者へのサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくためには、本事業の独立採算制の確保は必須だといえる。このため、「年間の損益」を項目として成果指標とすることも適切であると考えられる。

7 中城湾港マリン・タウン特別会計 港湾課

(1) 特別会計の概要

中城湾港マリン・タウン・プロジェクトの都市再開発等用地の取得造成及びその売却並びに与那原マリーナの整備及びその管理運営を行うために設置されたものである。

(2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県港湾管理条例

地方財政法

地方財政法施行令

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

ア 機能施設事業

荷さばき地、荷役機械、上屋等を整備し、利用者から使用料を徴収し、維持管理を行っている。

イ 埋立事業

新門司や響灘地区等を埋め立てて、分譲地等を造成し、企業等にも売却しており、この土地売却収入等によって整備費を償還している。

(4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

ア 港湾整備事業

・与那原マリーナの整備を目的とする。平成24年度から平成28年度において、一括交付金を活用し、ボートヤード、管理棟、駐車場、浮棧橋、クレーン等の整備を行った。

・平成28年度からマリーナの管理を指定管理者に委託している。

・平成29年度は、土地造成事業の土地売払代で港湾整備に要した県債の一部繰上償還を行った。

イ 臨海部土地造成事業

・埋立造成を目的としており平成22年9月までに土地造成を完了した。バスセンター用地及び住宅用地Bブロックの一部が未分譲となっている。

・これら未分譲地は、文化観光スポーツ部からMICE関連用地として使用したいとの申し出があったため、分譲を控えている。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

中城湾港マリン・タウン特別会計（実績）

（単位：千円）

	H30	R1	R2	R3	R4
歳入計	479,904	457,896	412,559	334,240	283,127
財産貸付収入	1,599	1,501	4,507	708	195
一般会計繰入金	66,484	51,983	40,206	0	0
繰越金	310,629	323,286	274,540	249,934	172,464
諸収入	37,714	1,108	0	43	0
県債	13,300	14,000	14,800	0	17,100
与那原マリーナ使用料	50,179	66,018	78,507	83,556	92,442
土地使用料	0	0	0	0	926
歳出計	156,618	183,355	162,626	161,777	154,568
港湾建設費	23,712	24,547	18,581	23,422	16,402
与那原マリーナ管理費	53,123	79,012	59,014	48,660	47,693
元金償還金	69,138	70,123	76,342	82,011	83,839
利子償還金	10,645	9,673	8,689	7,683	6,633
備考					

※端数処理の関係上、「計」と内訳の合計値が一致しないことがあります。

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

【繰入金】

上記(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）の表記載の通り

【繰出金】

上記(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）の表記載の通り

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 使用料収入の見直し

本特別会計は、港湾整備事業と臨海部土地造成事業の2つの事業で構成されている特別会計である。

初めに、港湾整備事業では、与那原マリーナの整備を目的として、荷さばき地、荷役機械、上屋等を整備し、利用者から使用料を徴収し、維持管理を行っている。このため、

本来なら独立採算制の観点から、当該利用者から歳出または支出、経費を賄う必要がある。しかし、平成28年7月に一般供用開始されて以降、令和4年度末まで、年数は6年と「宜野湾港マリーナ」より比較的浅いが、一般会計から本特別会計への繰入金（ソフト交付金を除く）は6億円であり、施設利用料収入で歳出を賄うことができないため、一般会計すなわち県民の税金が投入され続けている。与那原マリーナの使用料収入として、主にクルーザー等の置場使用料（海上係留及び陸置き場）である。平成31年度に使用料の改定が行われているが、未だ採算性確保に至っていない。海上係留及び陸置き場共に、ほとんど空きスペースが無い状況で、採算性確保を図るためには、使用料の見直しが必須となる。県の歳入は自主財源の割合が低く、依存財源の割合が非常に高い。ここだけの影響ではないが、使用料収入が低いことが自主財源の割合が低いことに多少なりと影響していることが考えられる。また利用者のほとんどが県外の方々であり、クルーザー等は高額の代物で富裕層が保有しているケースが多いと考えられる。一方で、富裕層が来沖することで、観光業等への波及的な経済的効果、貢献の一環として、使用料収入を安くしている考えもあるかもしれないが、富裕層向けのサービスに、「1人当たり県民所得」が沖縄県は全国最下位にも関わらず、採算度外視で県民の税金がつき込まれ続けているのは、一県民として非常に納得し難い。早急に独立採算性確保を図る必要がある。

次に、臨海部土地造成事業は、「中城湾港マリンタウンプロジェクト」として西原与那原地区を活性化するため、埋立造成により新たな用地を確保し、当該地域における都市基盤施設の整備、地域産業の振興、定住基盤の拡張等を推進するとともに、造成地前面に公共マリーナ（与那原マリーナ）を整備することにより、海辺のまち「マリンタウン」の形成を図ることを目的に、埋立事業で分譲地等を造成し、企業等に売却し当該土地の売却収入等によって整備費を償還している。臨海部土地造成事業については、一般会計からの繰入金（令和4年度末時点）は、35百万円で港湾整備事業の5.6%で多額とまでは言えない。

以上より、港湾整備事業の使用料収入について、早急に見直す必要がある。

（指摘2）外部監査への協力体制について

今回、資料依頼から資料の提出までの期間が非常に長く、主なやりとりは下記の通りになるが、監査作業に大幅な支障が生じた。

（最初の資料依頼から提出までのやりとり）

- 7月7日 監査委員への監査実施通知
- 7月18日 各関係部課へ資料依頼
- 8月22日 港湾課から一部資料の提出

10月5日 残りの資料提出
11月2日 最初のヒアリング時に追加の資料依頼
12月22日、25日 資料の提出
(以後、担当者間での質問及び資料依頼等やりとり)
1月31日 報告書の作成期限

県の担当者は、一人で4つの特別会計を担当しており、他に議会対応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、加えて、今回、特別会計が包括外部監査のテーマとなったことも重なり、一人で、4特別会計の窓口になり、外部監査人及び補助者からの資料依頼や質問事項への回答等に一人でご対応いただいた。県の担当者のレスポンスが遅くなったのは担当者だけの責任ではなく過重負担を強いている組織に問題があると考えられる。地方自治法第252条の33にも記載の通り、外部監査人への協力が求められている。

地方自治法

(外部監査人の監査への協力)

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たっては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

にもかかわらず、資料依頼から提出までに時間を要したことに、協力姿勢は感じられなかった。

深度ある監査を行うためには、協力体制が不可欠である。今後はこのような事が生じないように、レスポンスや担当者の増員等協力的な対応関係が求められる。

(意見1) 指定管理者からの実績報告書について

指定管理業務の会計について、協定書第10条、第61条にも記載の通り、指定管理事業と自主事業に区分けし、適切に運用することとしている。

(会計区分)

第9条 本業務に係る会計は、独立した会計とし、他の業務の会計と区別することとする。

(本業務及び自主事業の実施に係る口座)

第59条 乙は、本業務及び自主事業の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、各々固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

今回、指定管理者からの実績報告では、人件費及び水道光熱費が、指定管理事業のみに発生し、自主事業からは全く発生していない。また、売上高の規模自体は、指定管理事業 44 百万円、自主事業 38 百万円で、あまり大きな差は無いにも関わらず、指定管理事業で、自主事業の人件費や水道光熱費を負担している印象を受ける。

この点について県の担当者からの回答は、「自主事業の人件費については、指定管理業務を行う傍らで実施する場合はほとんどで、指定管理業務と分けるのが困難であること、また軽微な額となることから自主事業での人件費は計上していません。」とのことであった。

ただ、自主事業の売上高 9 割以上は燃料販売であるが、給油業務はスタッフが行き、精算は窓口で行われており、完全無人化ではない。かつ、給油は油をくみ上げるポンプの稼働により行われ、使用される電力量は実際に検針されていないため、軽微と判断し難い。

指定管理料については、特に、管理運営経費の過去の実績の平均値に基づいて算出しており、指定管理事業と自主事業の区分けが適切に行われなければ、適切な指定管理料が算定できない。

区分けが困難な場合には、例えば、一日あたりの自主事業における人員の稼働割合、売上割合等の何らかの合理的な按分基準・ルールを設けて按分することや軽微だと判断された場合には、その根拠を明確に残す必要があると考えられる。

(意見 2) 人員配置について

本特別会計においては、一人の担当者が当特別会計を含む 4 特別会計の収支管理を担当されていた。他に議会対応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、今般の事務手続きのミスが相次いで発生していることを受け、現場担当者の業務量が負担過多になっていないか又は内部統制が適切に整備されていないか若しくは有効に機能していないか懸念される。

行政管理課に人員配置の状況について確認したところ、「職員配置については、その必要性や効果、業務量等に応じて適切な配置に努めております。その上で、各課における各職員の担任意務やその業務量については、課長等による課内マネジメントによる対応が求められるところであると考えております。今後とも職員の再配置や業務の効率化等も考慮しながら、適切に対応していきたいと考えております。」との回答であった。

業務量が一人に過重負担となっていないか等適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。

(意見3) 事業の成果指標が設定されていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

例えば本事業（土地造成事業を除く）が、マリン・タウン港湾（与那原マリーナ）の機能を高めていくための機能施設事業の整備・運営を目的として設置されていることを鑑み、与那原マリーナ利用者へのサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくためには、本事業の独立採算制の確保は必須だといえる。このため、「年間の損益」を項目として成果指標とすることも適切であると考えられる。

8 所有者不明土地管理特別会計 管財課

(1) 特別会計の概要

去る大戦により焼失した公図及び公簿類の再製を図るために米国軍政府が行った土地所有権認定作業において、何らかの事情により期限までに申請のなかった土地等が所有者不明土地となった。これらの土地を適正に管理し、真の所有者に返還することを目的として設置されたものである。

(2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

沖縄の復帰に伴う琉球政府の権利義務の承継等に関する政令

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

復帰特別措置法第 62 条の規定に基づき、所有者不明土地を真の所有者に返還するまでの間、当該土地を適正に管理するとともに、所有者への返還を促進し、所有者不明土地の解消を図るための経費である。

(4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

- ① 所有者不明土地に関する基礎資料の整備（登記簿謄本、地籍図などの収集整理）
- ② 所有者不明土地の保全
- ③ 所有者不明土地の貸付（契約締結、土地貸付料の徴収）
- ④ 国土調査法、位置境界明確化法による地積確定作業への参加（立会、確認など）
- ⑤ 所有者不明土地問題の抜本的解決のための取り組み

(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去 5 年間）

【歳入】

（単位：円）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
245,606,282	185,531,211	184,840,927	193,115,438	201,848,904

【歳出】

（単位：円）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
81,553,546	22,627,637	19,068,124	13,964,880	14,649,320

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

土地の貸付収入及び当該貸付収入を将来の還付のために積立てている繰越金を主な財源として運営しており、令和 4 年 3 月時点で一般会計からの繰入れはない。

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 滞留債権の管理について

管財課が所管する所有者不明土地について、土地の貸付けを行い賃料を徴収している。一方で、土地貸付料等の回収が滞っている相手先の明細(滞留債権)を確認したところ、ほとんどが数十年以上昔の債権ばかりで、古いもので30年以上前の債権が確認された。現状、回収は困難だと思われる債権も見受けられる。債権回収マニュアルに記載のとおり、10年経過後回収が困難であると認められる場合には、「履行免除」の規定等活用されて、債権の整理を実施していただきたい。債権の整理をされないと、滞留債権はさらに増え続け、管理等に事務手続き負担増加を招く恐れがある。また、県担当者へ滞留債権の取り扱いについて確認したところ、「現在、所有者不明土地貸付料滞納整理事務処理要綱及び沖縄県の規定を精査中であり、未納額圧縮に向けて滞納整理方法を検討しているところです。」との回答があり、早急な対応が望まれる。

所有者不明土地貸付料滞納整理事務処理要綱(一部抜粋)

(履行免除)

第9条

督促員は、前条第3項の契約から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため弁済できる見込みがなく、連帯保証人による履行も困難であると認められるときは、延滞金履行免除申請書(様式第7号)の提出を求めることができるものとする。

(補則)

第24条

この要綱により処理することが著しく不相当又は困難と認められる特別な事情がある場合は、管財課長の決裁を経て別途処理することができる。

(指摘2) 法的措置の検討について

滞留債権の内、一定の条件に該当する場合には、法的措置について要綱に記載がある。今回、滞留債権で100万円以上かつ回収が滞っている相手先が3名確認された。県の担当者へ確認したところ、法的措置は検討されていないとの回答であった。その理由については、現在精査中のため確認できなかったが、引き続き、滞納者整理を実施していただきたい。

所有者不明土地貸付料滞納整理事務処理要綱(一部抜粋)

(法的措置対象者)

第14条

前条までの措置に応じない滞納者の内、100万円以上かつ2年以上滞納している者を

法的措置対象者とする。

(指摘3) 無断で占有されている土地について

現在、無断で占有され使用されていると思われる土地が、20筆程度あることが確認された。早急に占有者を特定し、賃貸契約等を行う必要がある。また、これらは一部の土地の調査結果に過ぎないため、引き続き、全ての無断占使用土地の実態調査が望まれる。

9 母子父子寡婦福祉資金特別会計 青少年・子ども家庭課

(1) 特別会計の概要

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子家庭や寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するための事業開始 資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利子にて貸付を行うことを目的として設置されたものである。

(2) 事業の根拠法・関係例規等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

沖縄県債権管理条例

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立の助長等を図るため、母子家庭等の親や子ども対し、修学資金等の全 12 種類の資金を無利子又は低利で貸付を行うもので、沖縄県では昭和 45 年から事業開始した。

原資は、国庫借入金（3分の2）と県費（3分の1）から成る。

特別会計を設置し、毎年度、貸付金の償還金等を原資に充当し、これを新たな貸付原資とする形で運営している。

(4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

母子家庭の母及びその扶養する児童、父子家庭の父及びその扶養する児童、寡婦及びその扶養する二十歳以上の子、母子。父子福祉団体を貸付対象者とし、下記 12 種類の資金を無利子又は低利で貸付を行っている。

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期限
事業開始資金	個人 3,260,000 円 団体 4,890,000 円	1 年	据置期間経過後 7 年以内
事業継続資金	個人 1,630,000 円 団体 1,630,000 円	6 か月	据置期間経過後 7 年以内
修学資金	「修学資金貸付限度額 (月額) 一覧表」のとおり	当該学校卒業 後 6 か月	据置期間経過後 20 年以内 専修学校（一般） 5 年以内
技能習得資金	【一般】月額 68,000 円 【特別】一括 816,000 円	知識技能習得 後	据置期間経過後 20 年以内

	(12月相当) 運転免許 460,000円	1年	
修業資金	月 額 68,000円 運転免許 460,000円	知識技能習得 後 1年	据置期間経過後 20年以内
就職支度資金	一 般 105,000円 特 別 340,000円	1年	据置期間経過後 6年以内
医療介護資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円	6か月	据置期間経過後 5年以内
生活資金	【一般】月額 108,000円 【技能】月額 141,000円	知識技能習得 後、医療若しく は介護終了後 又は生活安定 期間の貸付若 しくは失業中 の貸付期間満 了後6か月	据置期間経過後 技能習得 20年以内 医療又は介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内
住宅資金	1,500,000円 (特別 2,000,000円)	6か月	据置期間経過後 6年以内 (特別7年以内)
転宅資金	260,000円	6か月	据置期間経過後 3年以内
就学支度資金	・小学校 64,300円 ・中学校 81,000円 ・国公立高校等 (自宅) 150,000円 (自宅外) 160,000円 ・私立高校 (自宅) 410,000円 (自宅外) 420,000円 ・国公立大学・短大等 (自宅) 410,000円 (自宅外) 420,000円 ・私立大学・短大等	当該学校卒業 後6か月	据置期間経過後 20年以内 専修学校(一般) 5年以内

	(自宅) 580,000 円 (自宅外) 590,000 円 ・ 修業施設等 (自宅) 272,000 円 (自宅外) 282,000 円 ・ 国公立大学院 380,000 円 ・ 私立大学院 590,000 円		
結婚資金	310,000 円	6 か月	据置期間経過後 5 年以内

(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

【歳入】 (単位: 円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
257,193,297	311,579,419	302,300,390	250,497,935	230,894,834

【歳出】 (単位: 円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
198,337,215	160,227,329	175,609,893	156,227,327	151,536,502

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

【繰入金】 (単位: 円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
20,738,000	49,600,000	17,248,270	1,291,948	7,925,457

【繰出金】 (単位: 円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0	0	2,937,353	0	0

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 債権の回収管理について

「沖縄県行政運営プログラム」より、「未収金の解消」を目標に、償還への意識付け強化や民間債権回収会社の活用、時効援用や債権放棄による不納欠損処理等の具体的な対応策等に基づき収入未済額の推移は、平成29年度～令和2年度まで年々減少していた。しかし令和3年度においては残高が増加しているため、引き続き回収・管理に努めていただきたい。

一方貸付金においては、年々貸付金残高が増加傾向にあり、令和4年度末では1,618百万円残高がある。また、一般会計からの繰入金累計が510百万円あり(国庫貸付金除

く)、一般会計すなわち県民の税金が投入され続けている。本事業が将来にわたって安定的に継続していくためには、恒久的に一般会計からの繰入金を行い続けるのは困難だと考えられるため、本事業の採算性の確保が必須であるが、これは不納欠損処理を抑えながら、貸付金や未収金の回収を図る必要がある。

併せて、貸付金においても、前段の「沖縄県行政運営プログラム」同様、具体的な目標設定、対策等を講じながら、貸付金の回収・管理に努めていただきたい。

10 林業・木材産業改善資金特別会計 森林管理課

(1) 特別会計の概要

林業・木材産業改善資金助成法に基づき、林業、木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止等を図るため、林業従事者への貸付を行うために設置されたものである。

(2) 事業の根拠法・関係例規等

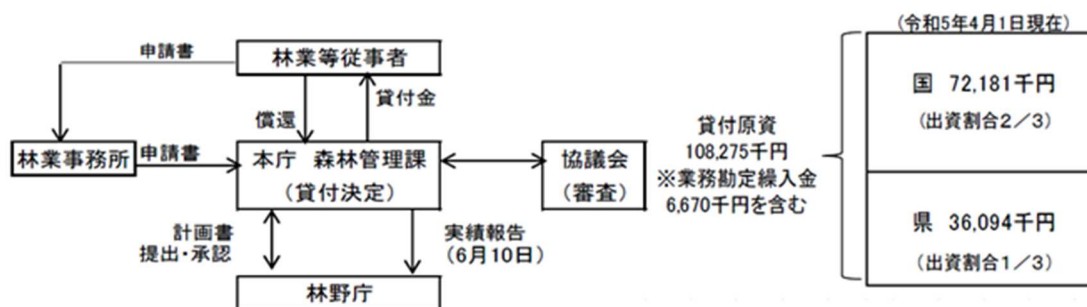
林業・木材産業改善資金助成法
 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付規則
 林業・木材産業改善資金助成法施行令
 林業・木材産業改善資金助成法施行規則

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的として、林業者・木材産業従事者が経営の改善等に必要な設備を導入する先駆的な取組に対して、県が中・短期の資金の貸し付けを無利子で行う事業である。

(4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

沖縄県は、昭和59年度から林業・木材産業改善資金貸付事業を始め、その原資は、国が3分の2を補助し、残り3分の1を県が負担して造成している。



※()で記載された時期は目安となります。

貸付の限度額等は以下の通りである。

貸付限度額

借受者	限度額
個人	1,500万円
会社	3,000万円
団体	5,000万円

償還期間

貸付金額	償還期間
500 万円未満	5 年以内
500 万円以上	10 年以内

連帯保証人及び担保

貸付金額	連帯保証人	担保
50 万円未満	1 名以上 ただし、担保を提供した場合は不要とする。	連帯保証人に代えることができる。
50 万円以上 500 万円未満	2 名以上 ただし、担保を提供した場合は不要とする。	連帯保証人に代えることができる。
500 万円以上 1,000 万円未満	2 名以上	提供
1,000 万円以上	3 名以上	提供

(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去 5 年間)

【歳入】

(単位：円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
90,552,823	95,051,091	95,741,228	96,874,988	97,627,168

【歳出】

(単位：円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
379,428	832,696	259,240	299,000	191,180

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

【繰入金】

(単位：円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
882,528	832,696	259,240	298,000	191,180

【繰出金】

(単位：円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
379,428	832,696	259,240	298,000	191,180

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 事業の必要性の検討及び事務作業の効率化について

本事業の新規貸付件数は平成26年度以降ゼロの状況が継続しており、本事業の必要性に疑義を生じさせる状況であると言わざるを得ない。また、新規貸付金がゼロの状況が継続していることに伴い、貸付金財源として本特別会計に保有している96百万円以上の預金が、何らの事業にも使用されずに余剰として預金のままになっており、効率的な財源の活用が実施できていない。

そのため、本事業の必要性について検討を行い、事業の継続が必要であるとの結論となった場合であっても、適切な事業規模を改めて検討する必要がある。併せて、貸付事務作業の効率化を図るため、転貸導入についても検討していただきたい。

(意見1) 違約金の調定期期について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件が見られるが、借受人との協議により返済が開始された場合のみ違約金が調定されているにすぎず、協議もされず返済もされていない案件は、いずれも調定さえされていない。

債権管理マニュアルでは、下記の通り、「原則、原本が完結となった」場合には、調定するよう規定されている。

(沖縄県林業・木材産業改善資金債権管理マニュアル一部抜粋)

第3章 その他の事項

2 違約金の徴収

(2) 違約金の調定期期

元本が完結に至らない限り、違約金は日々変動していく性質のものであるため、調定に係る事務においては、原則、原本が完結となった時点で調定を行うものとする。

ただし、本マニュアル策定時点において元本が完結していて未調定である違約金については、案件毎の具体的な対応方針を決定した時点で調定するものとする。

(下線は監査人による。)

県の担当者からは、「調定は、元金返済後に行うこととなっておりますが、そのタイミングについては特段、ルール等が無いとの認識です。」、また財政課からは、「元本が完結とならないうちは延滞金が日々変動することから(債権マニュアル141頁)、債権の一部履行については元本から充当しているところであるが(財務規則第50条の2)、元本が完結となった場合は、速やかに延滞金の調定を行うべきと考えます。」との回答があった。

このまま未調定のままだと、調定されないリスクや事務の取り扱いの公平性が保た

れないリスクが存在するため、少なくとも元金完済時点で違約金の調定を検討されたい。

(意見2) 事業の成果指標が設定されていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本事業が、沖縄県内の林業者・木材産業従事者に対して、林業者・木材産業従事者が経営の改善等に必要な設備を導入する先駆的な取組みに対して貸し付けることであることを踏まえると、「新規貸付件数」や「新規貸付金額」を成果指標とすることが考えられる。ただし、本事業の真の目的は、単に林業者・木材産業従事者に貸付を実施することにあるのではなく、貸付の実施により、経営の改善等がなされているか、貸付を実施したことにより財務数値がどのくらい改善されたか、「売上の増加」等を調査・把握し、これらの項目を成果指標とすることも適切であると考えられる。

また、既述の通り、近年は新規貸付が無く、もっぱら既存貸付金の回収業務を行っている状況を踏まえると、回収業務における成果指標として、「回収率（＝回収額÷未回収元金）」を設定することも考えられる。

(意見3) 債権の回収管理について

貸付金の管理簿を確認したところ、全て10年以上前に貸付が行われており、中には昭和のものも混在している。現状、回収は困難だと思われる債権も見受けられる。本貸付金マニュアルでも、「債務者の財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。」、「早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」と規定されている。

以上のことから、まずは、基本的には借受人や貸付時の連帯保証人のもとでの返済期間10年を目処として、期間及び額を見直すべきである。

併せて、債権の整理をされないと、滞留債権はさらに増え続け、管理コストや事務手続等の負担増加を招く恐れがある。滞納整理を図るため、時効援用の申出や債権放棄等による不納欠損処理も必要だと思われる。